

vol.
84
NEW YEAR

令和四年

- P2 年頭所感
コロナ後の環境変化に
適応するために
- P3 税務相談室
テレワーク導入における
税務上の注意点
- P4 非財務情報の重要性
- P5 イノベーション
- P6 Topics
育児・介護休業法の改正ポイント
- P7 暦年贈与の見直しとその影響
文化街道 おせち
- P8 一寸一言
コロナ禍でスマホについて思うこと
ニュースを読む
カーボンニュートラル実現に
向けて

中野フォーラム | 2022 January | 中野公認会計士事務所

NAKANO FORUM



新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年を振り返りますとコロナに翻弄された一年でした。コロナ禍の混乱の中で成立した菅内閣は発信力が問題視され、首相交代を余儀なくされました。誰も経験したことのないコロナ対応やその中のオリンピック開催はそれなりの成果があったかと思いますが、その評価は歴史に委ねることになるでしょう。

菅首相の辞任を受けて行われた自民党総選挙では岸田氏が勝利し、岸田内閣の発足となりました。引き続き実施された衆議院議員選挙においても、安定多数を維持しましたので、今後の岸田政権の着実な実行力に期待したいところです。

世界経済においては米中の対立構造の先鋭化やコロナ禍の影響で、部品供給などに支障をきたす事態となっており、グローバル最適な供給体制から地産地消への回帰も考えざるを得なくなりました。

コロナ禍で暗い話題が多い中、日本で約60年ぶりのオリンピック・パラリンピックが開催され、日本は史上最多のメダルラッシュとなりました。また、大谷翔平選手の米大リーグでの投打二刀流の活躍は前人未到というべき驚異的なもので、シーズン終了後には満場一致のMVPに輝きました。世界最高峰の舞台上、しかも、投打いずれも超一流の結果を残した日本人の栄誉を称えとともに、同じ日本人として大変誇りに感じました。他にもテニスの大坂なおみ選手やゴルフの松山英樹選手、笹生優花選手は世界の強豪を相手にメジャー制覇を果たしましたし、真鍋淑郎氏のノーベル物理学賞受賞もあり、世界に誇れる日本人の活躍が相次いだ年でもありました。

予断は許さないもののだいぶコロナも落ち着きを見せていますので、今年こそはコロナ禍において

も息吹のある日本(人)の活躍に大いに期待し、日本経済を牽引してもらいたいものです。

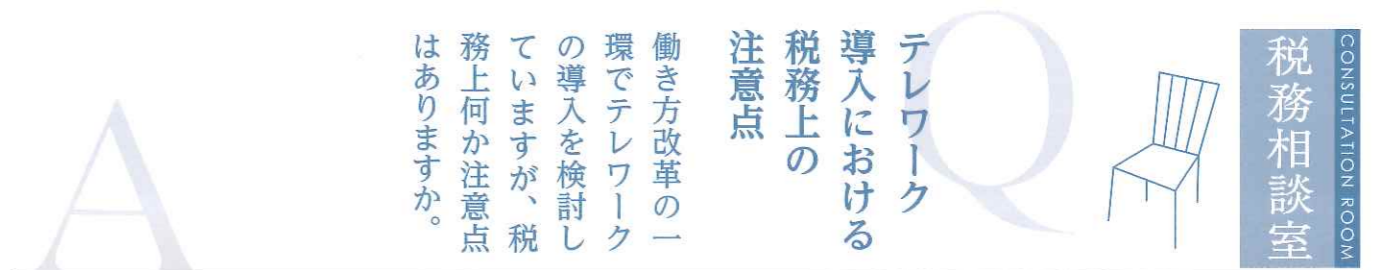
コロナ後の社会では、コロナ禍の陰でこれまで顕在化していなかった多くの問題が溢れ出てくるような気がしています。コロナ前から進行していた兆候はコロナで一気に加速して、もはやコロナ前には戻らないでしょうが、その状況に目を背けてコロナを理由に加速した変化に対して改革をしなかった(変われない)人たちは、アフターコロナの新常識の中で、取り残されていくことでしょう。

一方で、言い訳せずコロナ禍でも次の一手を考え地道に行動をしてきた人たちは、その労が報われコロナ後のニューノーマルにあわせた対応ができ、リーダーとして一目置かれる存在となっていることでしょう。そこには求心力が働き、新しいムーブメントが起きることを期待します。

コロナ禍で社会の分断がより広がりましたが、その分断を乗り越えて新しい社会を構築していかなければなりません。しかし、変われない人はその考えが硬直化しており、自身が組織内において変化への阻害要因であることに気付いていません。それどころか、旧態依然とした過去の常識にとらわれて、過去の成功体験をもとに説教をしてご満悦といった状況です。それではとても新しい時代に対応できるわけがありません。その兆候に敏感に対応しようとしている人の意見を吸い上げ、積極的に抜擢し改革を進めなければ新時代に勝ち残ることはできないでしょう。せめて変われない人がその地位や権限を行使して変わろうとする人の足を引っ張る状況だけは避けたいものです。

本年は新たな環境への対応が試される年になると肝に銘じ、その覚悟をもって乗り切っていければと思います。

所長 公認会計士 中野 雄介



1 テレワークに係る源泉所得税

テレワークをするにあたり従業員に金銭等を支給する場合、その従業員に対する課税は次のようになります。

内容	給与課税の有無
在宅勤務手当を一律に支給	あり
在宅勤務に必要な費用を実費精算	なし
パソコンなどの事務用品を支給	貸与：なし 所有権が移転：あり
マスク等の感染対策用の消耗品を配付	なし
新型コロナウイルス感染症が疑われる場合のホテルの利用料等(業務のために通常必要なもの)	なし
企業の業務命令により受けたPCR検査費用	なし
企業が弁当宅配業者と契約し、従業員宅に弁当を宅配	以下①、②の両方を満たす場合には給与課税なし ①企業が従業員から徴収する金額が食事の価額の50%以上 ②食事の価額-従業員からの徴収額 3,500円(月額)
企業が契約した特定の飲食店で利用できる食券を支給	〃

2 中小企業経営強化税制のC類型

テレワーク環境の整備に取り組む企業を支援するために税制上の優遇措置が設けられています。

① 概要

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、デジタル化設備(※)を取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できるものです。

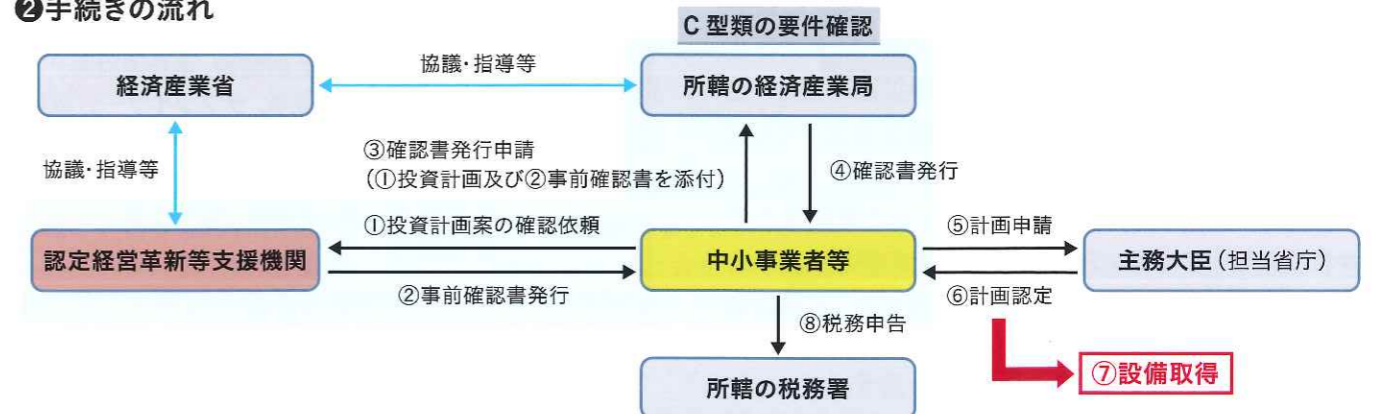
(※) デジタル化設備とは、右記のいずれかを実現可能とする設備をいいます。

〈具体例〉

- ・ テレビ会議システム
- ・ 業務管理ソフトウェア
- ・ 遠隔作業システム

実現すること	内容
遠隔操作	デジタル技術を用いて、以下のいずれかを目的として遠隔操作をすること ①事業を非対面で行うことができるようにすること ②事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること
可視化	①データ集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと ②①のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること ③①により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化を行うことができるようにすること
自動制御化	①デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること ②①の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

② 手続きの流れ



出典：中小企業庁「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうちデジタル化設備(C類型)に係る経産局確認の取得に関する手引き」

税理士 吉村 優作

非財務情報の重要性



1 非財務情報の開示

近年、上場企業では財務情報以外の「非財務情報」が重視されています。経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に整理することを目的として、企業内容等の開示に関する内閣府令が改正されました。(2019年1月31日公布・施行)

財務情報は一時点又は一定期間の過去情報にすぎず、必ずしも将来予測を可能とするものではありません。過去情報から将来を予測することが伝統的な投資のアプローチでしたが、環境が目まぐるしく変化する企業の将来をより正確に判断するため、財務情報の基盤となる非財務情報の開示を積極的に行うべきとの機運が高まったことが背景にあります。

2 事業等リスク(リスクアセスメントの重要性)

非財務情報が企業の将来を描くための基盤だとするならば、それは投資家だけでなく自社にとっても有益な情報となり得ます。特に自社が直面している、又は直面する可能性がある事業等リスクを理解して、その対策を講じることは企業の長期展望を明らかにします。

しかしながら、経営者がリスクを本当に把握して対策を取っているのかどうか疑問を抱くケースは、上場会社でも少なくありません。「特別損失」をよく見ると、損失が発生する前に何らかの対策ができたのではないと思われる事例が散見されます。

近年の異常気象により、水害は今や身近に迫る災害(リスク)といえます。工場や物流センターなどの重要拠点が一ヶ所に集約されている企業では、経済効率化は進んでいるかもしれませんが、土砂災害や浸水・台風の被害に遭えば、自社の経済活動は止まってしまう。

また、サプライチェーン・マネジメントの重要性が説かれて久しいですが、未だに協力会社の倒産により大幅な納期遅延が発生している事例を見ると、上場企業においてもリスクアセスメント(参考:リスクの特定、分析、評価の一連プロセス)が徹底されているのかどうか疑問を感じます。

3 SDGs

非財務情報の中でも近年、特に意識されるようになったのがSDGs(持続可能な開発目標)です。

持続可能な開発を私なりの言葉で説明しますと、「ある特定の時代の短期的利得として枯渇させてしまうのではなく、将来世代も利益を享受することができる状況を整備することにより、人類全体として理想的な社会を目指すこと」です。目標達成に向けて、国だけでなく企業にも積極的な取り組みが求められつつあります。

SDGsロゴの商業利用は制限されており、SDGsへの対応が企業の収益性や将来性に直接的に影響を与えるものではありません。しかし、近年の「持続可能性」「多様性」などのキーワードの過熱ぶりを見ていると、SDGsを推進している企業の製品やサービスを購買しようとする消費者マインドが、今後強く醸成されるかもしれません。

すなわち、これらの潮流に乗れない、逆行するような企業は大きな事業等リスクを抱えるかもしれません。

4 非財務指標

非財務情報は往々にして定性的に語られることが多いですが、企業の将来のための重要事項であるなら、測定可能な定量的指標を設定して役立てることが肝要です。

カテゴリ	指標
営業	市場占有率、顧客満足度、成約率、顧客単価
製造	特許数、部品点数削減数、納期達成率、事故発生率、歩留率、サプライヤー分散率
品質	製品不良率、製品耐久性
従業員	従業員満足度、定着度、提案件数、女性割合
その他	CO2排出削減、女性管理職割合

財務情報に焦点をあてがちな経営者の目線を、もう少し非財務情報に向ける時機かもしれません。

公認会計士 加藤 茂洋

イノベーション

「イノベーション」という言葉は、最近では行政やビジネスでも使われており、「革新」という意味で使われていることが多いようです。

「イノベーション」の概念と重要性を最初に説いたとされるのは、オーストリアの経済学者であるヨーゼフ・アロイス・シュンペーターと言われています。

彼によれば、イノベーションとは、経済活動の中で生産手段や資源、労働力などを、それまでとは異なる仕方でも組み合わせること、としています。つまり、イノベーションとは発明である必要はなく、今あるものを今までとは異なるやり方で結びつけるだけで実現できるということです。

また、イノベーションを以下の5種類に分類しています。

1 新しい生産物の創出 プロダクト・イノベーション

新しい商品や製品、サービスが誕生すること。

具体例▶

スマートフォンが挙げられます。スマートフォンの登場によって携帯電話市場に大きな変化が起きました。

3 新しい市場の開拓 マーケット・イノベーション

これまで対象ではなかった販路や消費者を開拓すること。

これは比較的小規模会社でも実現させやすいことが特徴です。

具体例▶

スマートフォンのゲームアプリが挙げられます。今までゲーム機ではゲームをしなかった人がスマートフォンでゲームをするようになりました。

5 新しい組織の実現 オーガニゼーション・イノベーション

会社の組織や仕組みを再構築し、その組織や業界全体に影響を与えること。

具体例▶

社内ベンチャー制度が挙げられます。サイバーエージェントやソフトバンクグループなど、導入している企業も近年増えつつあります。

イノベーションは多くの場合、環境の変化に対応するために必要とされています。また、イノベーションは計画的に起こす場合もありますが、偶発的に起こる場合もあります。

新型コロナウイルスの蔓延によって、この1-2年で社会全体の環境が激変しました。この環境の変化によって苦難に直面することも多々あるかと思いますが、少し視点を変えれば、変化はある意味チャンスであると捉えることもできます。

イノベーションを起こすことは簡単ではありませんが、イノベーションを生みやすくする環境として、アイデア等に対するインセンティブ、目安箱設置などを検討してみる価値はあるかも知れません。

出典:ヨーゼフ・アロイス・シュンペーター著『経済発展の理論』

2 新しい生産方法の導入 プロセス・イノベーション

それまで業界で用いられていなかった工程など、新たな生産方法を導入すること。

具体例▶

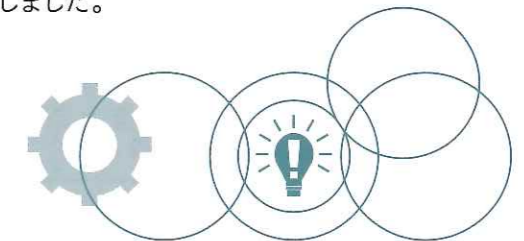
ユニクロなどが取り入れている、商品の企画から生産、販売までの機能を垂直統合したビジネスモデルが挙げられます。企画から販売までを一貫して行うことで消費者の嗜好の変化を製品に反映させやすく、大量生産によって大幅な値下げも可能となりました。

4 新しい資源の獲得 サプライチェーン・イノベーション

製品やサービスを供給するための原材料等の供給ルートを更新して確保すること。

具体例▶

アマゾンの物流が挙げられます。物流プロセスにおける配送の効率化のため物流機能を自前化することで、物流機能の強化、顧客に迅速に荷物を届けられるようにしました。



公認会計士 田尾 彰

Topics 育児・介護休業法の改正ポイント

すべての企業が対象 2022年4月から段階的に施行

2022年4月1日施行

I. 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化 体制の見直し

◆育児休業を取得しやすい職場環境の整備

事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。(複数が望ましい)

- ① 育児休業にかかる研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備等(相談窓口設置)
- ③ 雇用する労働者の育児休業取得に関する事例の収集・提供
- ④ 雇用する労働者に対する育児休業の制度と育児休業の取得促進に関する方針の周知



◆育児休業の制度周知・取得意向を確認する義務

妊娠・出産を申し出た労働者(本人または配偶者)に対して、個別の対応が必要です。

周知の内容	① 育児休業に関する制度 ② 育児休業の申出先 ③ 雇用保険の育児休業給付に関すること ④ 労働者が負担すべき社会保険料の取扱	周知・確認の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ メール のいずれか
-------	---	----------	-------------------------------------

2. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 就業規則の見直し

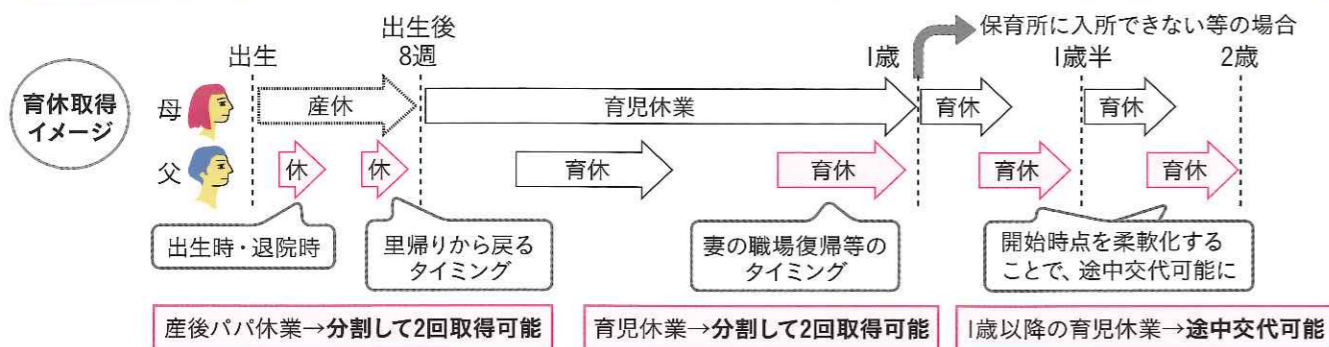
有期雇用労働者の『引き続き雇用された期間が1年以上』の要件が廃止(ただし、労使協定の締結により除外要件を残すことは可能です。)



2022年10月1日施行

3. 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設および育児休業の分割取得 就業規則・労使協定の見直し

	【新設】産後パパ育休(育休とは別に取得可能)	+ 現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	改正 分割して2回取得可能 (改正前:分割不可)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中の就業が可能	原則就業不可
1歳以降の延長		改正 育休開始日を柔軟化 (改正前:1歳・1歳半限定)
1歳以降の再取得		改正 特別な事情がある場合に限り 再取得可能(改正前:不可)



今回の改正に合わせて雇用保険の育児休業給付および社会保険料免除の制度も変更されます。制度の詳細は厚生労働省 HP をご確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>
 【引用】厚生労働省リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>
 社会保険労務士 江葉 さよみ

暦年贈与の見直しとその影響

暦年贈与は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与により取得した財産の合計額から、基礎控除額110万円を控除した残額に対して贈与税が課される制度です。

日本の相続税法は、生前の暦年贈与により相続人等へ既に移転した財産であっても、相続開始前3年以内のものは、相続財産に戻して再計算することになっています。したがって、相続開始前3年を超えた暦年贈与は、基礎控除額の範囲内であれば財産の移動のみで課税関係が終了します。また、暦年贈与は世代を超えて財産を移動できることも広く知られています。

しかし、この暦年贈与が廃止・縮小される可能性があるといえます。令和3年度与党税制改正大綱に『今後、諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、本格的な検討を進める。』旨の文言が盛り込まれており、相続税と贈与税を一体化することで、贈与税を実質的に廃止しようとする方向性が示されているのです。

つまり、暦年贈与を行った時点では税負担がなくても、相続が発生した時点で税負担が生じる可能性が出てくることになります。

現段階では具体的な改正案が出ていないため、実際にどのような影響があるのか不透明ですが、暦年贈与により財産の移転を行う場合には注意が必要です。今後、暦年贈与以外に、土地や建物といった不動産の取得による評価減を利用する等の別の相続対策を検討されてもよいかもしれません。

清水 一平

私は正月にのみ食べられる特別なおせち料理が子供の頃からとても楽しみでした。毎年お正月は実家で家族とおせち料理をいただきましたが、コロナ禍では帰省すらできず、当然おせち料理も食べられずに正月を過ごしました。そのとき、「お正月におせち料理をいただく意味ってなんだろう」と、ふと興味が湧いたので。

「おせち」という言葉は中国から伝わった五節句の行事に由来し、「節目の日のための神様への供物」という意味から「御節供(おせちく、おせつく)」と呼ばれたのが語源といわれています。五節句とは、人日(1月7日)、上巳(3月3日)、端午(5月5日)、七夕(7月7日)、重陽(9月9日)をいい、おせちは元々五節句の料理すべてをいいましたが、のちに最も重要とされる人日の節句の料理を「おせち」と呼ぶようになりました。

おせち料理の基本は、祝い肴三種、煮しめ、酢の物、焼き物で構成されます。関西では、祝い肴三種を「黒豆」、「数の子」、「たきごぼう」とし、それぞれ「無病息災」、「子孫繁栄」、「五穀豊穡」を願ったものとされています。また、めでたいことを重ねるという願いを込めて重箱に詰められます。

2013年「和食 日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。日本の食文化を代表するおせち料理。それぞれの料理に込められた意味や願い、感謝のこもったおせち料理を、今年こそは家族と一緒に、無病息災を願いながらいただきたいと思っています。

中尾 祐也

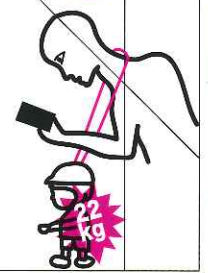
街文化

おせち

一言

コロナ禍で

スマホについて思うこと



22 kg。スマホを見ようと45度下を向いたとき首にかかる重さである。これは平均的な小学一年生の体重と同じというのだから驚きだ。

昨今の新型コロナウイルスでスマホを見る時間がさらに増えているらしい。その影響は、肩こりや頭痛といったストレートネックの弊害だけでは済まないようだ。

2021年上半期新書ベストセラーのアンデシュ・ハンセン氏著『スマホ脳』によると、現代人のスマホ使用時間は一日平均4時間、タッチ総数は一日2、600回以上だという。若者が80歳になる頃には、人生の5年をSNSに費やす計算だ。現代人はいかにスマホに依存しているかわかる。

今や社会生活に不可欠とも言えるスマホ、でもどうやら「人間の脳はデジタル社会に適応していない」らしいのだ。

スマホを長時間使うことにより、精神的な健康を保つために必要な「睡眠」「運動」「他者とのリアルな関わり」が奪われ、傍らに置くだけで「学習効果」「記憶力」「集中力」も低下させてしまうのだと。

アップル創業者のステイブ・ジョブズ氏は、「iPadをわが子に与えるか」という記者の問いに対し、「それはiPadを置くことすらしない！」と言い放ったとか。

それでも我々はやはりスマホ無しでは生きていけないだろう。だからこそ、スマホと適度に距離をとって賢く使うことが重要になりそう。

そうだ！まずは「スマホの通知機能をOFFにすることから始めてみよう」

スマホを見ながら真面目に考えているボクの首には小学生がぶら下がっている。
(スマホっ首に首っだけ)

カーボンニュートラル実現に向けて CO₂ 課税

弊誌82号(令和3年5月号)でも触れておりますが、カーボンニュートラルへの取組が世界的に加速しています。カーボンニュートラル実現のためには、再生可能エネルギーやEV車の開発・転換等、官民一体となった様々な施策が必要とされています。

企業の脱炭素化を促す施策の1つとして、カーボンプライシング(炭素の価格付け)という考え方があります。カーボンプライシングとは、温暖化ガスを多く出す化石燃料に課金や課税をし、温暖化ガスの削減を促す施策のことです。排出量を企業が市場を通じて売買する「排出量取引」や化石燃料等に税金を課す「炭素税」等が議論に挙がっています。いずれも温暖化ガスの排出にペナルティを課すものであり、導入の際には企業にさらなる負担を強いる可能性が高いといえるでしょう。

これらの制度は議論の余地が残されていますが、各業界の情勢・企業規模等を反映した税率の設定や脱炭素化への設備投資に対する優遇措置の併用等、企業間の公平性・企業の負担軽減を最大限考慮しつつ、脱炭素化へ誘導できるような制度設計に期待したいです。

また、各企業もこれらの施策が現実味を帯びてきた際には、企業利益と地球環境のために適切な意思決定ができるよう、情報収集に努めておくことが重要だと考えます。

公認会計士試験合格者 林 遼介



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365
<http://www.nakano-cpa.com/>
発行人 中野 雄介



バックナンバーはこちらから
ご覧いただけます

表紙写真
令和四年 壬寅(みずのえとら)
「陽気を孕み、春の胎動を助く」
(鞍馬寺 阿吽の虎)